**多賀城市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策　　　令和4年4月1日現在**

**第２期事業活動応援特別支援金のご案内**

**新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に甚大な支障が生じている市内の事業者の事業継続を支援するため、第２期事業活動応援特別支援金を支給します。**

**支 給 額：１事業者あたり　法人１０万円・個人事業主５万円 （複数店舗がある場合も１事業者とみなす。）**

**受付期間：令和４年４月６日㊌～同年６月３０日㊍（当日消印有効）**

**①　対象となる事業者**次に掲げるすべての要件を満たす事業者

１．市内で事業を営む中小企業、個人事業主、ＮＰＯ法人等であること。

２．新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和３年１０月から令和４年３月までのいずれかひと月の売上げが、平成３０年から令和３年までの同月と比較して、**２０％以上減少**していること。

※創業間もない事業者（令和４年２月１日までに創業した場合に限る。）については、令和３年１０月から令和４年３月までのいずれかひと月の売上げが、その月より前の３か月間の平均売上げまたは直前のひと月の売上げと比較して２０％以上減少していること。

**②　申請に必要な書類（必須）※申請の前に提出書類が揃っているか必ず確認してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| ❶申請書兼請求書（指定様式）※押印が省略できます。 | |
| ❷事業確認書類（直近の確定申告書等の写し、営業許可書などの許認可証など市内で営業していることが分かるもの）※法人の場合は、直近の確定申告書の写しを必ず提出してください。 | |
| ❸売上比較表（指定様式） | ※国の事業復活支援金の給付決定を受けている場合は、給付通知書の写しを添付することで、❸売上比較表及び❹比較するそれぞれの対象月の売上台帳等の写しの添付を省略できます。 |
| ❹比較するそれぞれの対象月の売上台帳等の写し  （例：令和3年10月分と令和元年10月分）  注意①市内外にあるすべての店舗（事業所）の売上げを計上してください。  ②日ごとの売上げが分かる売上台帳等の写しを提出してください。 |
| ➎本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し（いずれか一点） | |
| ❻振込先口座確認のための通帳またはキャッシュカードの写し  （振込先は必ず申請者と同一名義であること。） | |

※申請書兼請求書などの指定様式は、多賀城市役所４階産業振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

**③　申請方法**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「**郵送」**での申請にご協力をお願いします。  
窓口で申請する場合は、事前に電話での「**予約」**をお願いします。

お問合せ・郵送・事前予約／〒985－8531　多賀城市中央２丁目１番１号

多賀城市都市産業部産業振興課商工係　電話022-368-1141

※「第２期事業活動応援特別支援金」と「原油高騰対策運送事業者等支援金」については、対象要件を満たしている場合は、どちらも申請することができます。

（裏面もご覧ください）

**第２期多賀城市事業活動応援特別支援金についてのＱ＆Ａ**

|  |
| --- |
| 質問１：対象となる事業者は、「市内で事業を営む中小企業、個人事業主、ＮＰＯ法人等」とありますが、具体的には、どのような事業者が対象になりますか。  回答１：市内に事業所のある大企業（みなし大企業を含む）以外の中小企業、ＮＰＯ法人や医療法人などのほか、市内に店舗を所有または賃借し、当該店舗を運営している個人事業主を対象としています。詳しくはお問い合わせください。 |
| 質問２：どのような場合に、対象外となりますか。  回答２：対象となる事業者であっても、以下に該当する場合などは対象外となります。  　　　　・売上計上基準の変更や取引先との取引時期で調整することで、対象月の売上げの減少が生じている場合 |
| 質問３：「国の事業復活支援金」の給付を受けている事業者も対象になりますか。  回答３：対象になります。なお、「国の事業復活支援金」の給付決定を受けている場合は、給付通知書の写しを添付することで、売上比較表及び比較するそれぞれの対象月の売上台帳等の写しの添付を省略できます。 |
| 質問４：事業所（店舗）は市外にありますが、個人事業主が多賀城市内に住所を有している場合は対象になりますか。  回答４：本支援金は、補助対象の要件として、「多賀城市内で事業を営むもの（市内に店舗を所有または賃借して当該店舗を運営しているもの）」としていることから、対象となりません。 |
| 質問５：事業所（店舗）は多賀城市内にありますが、個人事業主は市外に住所を有している場合は対象になりますか。  回答５：事業主が市外に住所を有している場合であっても、多賀城市内で店舗を運営している場合は対象となります。 |
| 質問６：多賀城市内の自宅を拠点にフリーランスで仕事をしていますが、対象になりますか。  回答６：確定申告書および業務委託契約書で、多賀城市内に住所を有し、多賀城市内の自宅を拠点に事業を行っていることが確認できれば、対象となります。 |
| 質問７：いつまでに創業すると、この支援金の対象となりますか、  回答７：令和４年２月１日までに創業した場合、２月と３月の売上を比較し、支給要件を満たせば対象になります。※２月２日以降に創業した場合は、２月と３月の売上を比較することができないため対象となりません。 |

**申請に当たっての注意点**

(1) 多賀城市行政手続きにおける押印及び署名の見直しに係る方針に基づき、申請書兼請求書への押印が省略できます。押印省略で修正の場合は、押印での訂正ができませんので、書き直してください。

(2) 押印を省略しない法人等の場合は、申請書には社判ではなく代表者印を押してください。修正の場合は、代表者印で訂正してください。（修正テープは不可です。）個人事業主の場合も同様です。